



2022年 1月14日

各 位

会社名 グレイステクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役社長 大池信之
(コード番号：6541 東証第一部)
問合せ先 管理部 総務課
(TEL. 03-5777-3838)

特別調査委員会による調査の継続、2022年3月期第2四半期報告書の提出遅延及び
当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ

当社は、2021年11月9日付「特別調査委員会の設置及び2022年3月期第2四半期決算発表の延期に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、外部からの指摘を受け、社内調査を進めた結果、一部につき不適切な会計処理が行われていた疑念があることを認識し、当社と利害関係を有しない外部専門家から構成される特別調査委員会を設置し、会計処理の適切性に関する調査（以下「本件調査」といいます）を行ってまいりました。また、2021年11月15日付「2022年3月期第2四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書類提出のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、関東財務局より2022年3月期第2四半期報告書（自2021年7月1日至2021年9月30日）の提出期限について2022年1月17日までとする延長承認を受けており、その前提として、2022年1月12日頃に、特別調査委員会から調査報告書を受領する予定でございました。

しかしながら、特別調査委員会による調査は本日時点でも継続しており、2022年3月期第2四半期報告書につきまして関東財務局より提出期限の延長の承認を受けておりました期限までに提出できない見込みとなりましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会による調査が継続され、2022年3月期第2四半期報告書の提出が遅延するに至った経緯

特別調査委員会は、2021年11月9日の設置後より、当社の役職員、当社を退職した元従業員及び取引先に対するインタビュー、デジタル・フォレンジック調査、アンケート調査、専用ホットラインの設置等を行い、当社も全面的に協力してまいりました。しかしながら、2021年12月26日、特別調査委員会より、本件調査の過程で、元代表取締役及び元取締役が関与する重大な経営者不正が発見されたとの報告がありました。特別調査委員会の報告によれば、①架空売上を計上し、その架空取引に係る売掛金を当社役職員の自己資金を用いて仮装入金等していたこと、②売上の前倒計上をしていたこと、③利益操作目的で架空外注費を計上していたこと、④前記①ないし③を実現する手段として偽装工作している状況が多数発見されたとの報告を受けております。

現時点で特別調査委員会が把握している①架空売上の各会計期間における計上額及び架空売上を控除した当社単体の売上高の金額は、精査中ですが以下のとおりとなります。なお、②売上の前倒計上及び③利益操作目的で計上された架空外注費についても、現在特別調査委員会により精査中です。

(単位：千円)

	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
売上高	726,474	1,010,883	1,314,414	1,524,423	1,903,677	1,812,258
架空売上	1,291	8,335	347,876	505,571	489,873	994,280
売上高（架空売上控除後）	723,948	1,002,548	966,538	1,018,852	1,413,805	817,978

(注) 上記の数値につきましては、特別調査委員会から入手した暫定の数値を記載しております。

また、当初の調査対象は架空の売上計上でしたが、その範囲外であるリース案件についても会計処理の適切性が疑われる取引が発見されたとの報告がありました（以下「新たな不適切取引」といいます）。特別調査委員会は、新たな不適切取引の発覚を受けて調査範囲を拡大し、現在も調査を継続しております。

新たな不適切取引も含め、不適切取引にかかる状況の是正は何ら完了しておらず、いまだ決算数値が確定できないことから、誠に遺憾ながら、当社は、2022年3月期第2四半期報告書について、延長後の提出期限である2022年1月17日までに提出できない見込みとなりました。

なお、2022年3月期第2四半期報告書の提出期限の再延長申請につきましては、当社の現状が、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長の承認申請のための要件を満たしていないため、再延長申請を行える状況にないことから、申請を行いません。

2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という）が定める有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13号aの規定により、金融商品取引法に定める提出期限である2022年1月17日までに四半期レビュー報告書を添付した2022年3月期第2四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、東京証券取引所は当該銘柄を監理銘柄（確認中）に指定することができるとされております。当該規定により、当社株式は、東京証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、2022年1月14日付で、監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。

また、東京証券取引所の上場廃止基準により、四半期レビュー報告書を添付した2022年3月期第2四半期報告書を、延長承認を受けた法定提出期限である2022年1月17日の経過後、休業日を除き8日目の日である2022年1月27日までに提出できなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となります。

3. 今後の見通し

当社は、特別調査委員会による本件調査及び新たな不適切取引に関する調査に全面的に協力してまいります。

現時点では、2022年3月期第2四半期報告書の提出時期は未定ですが、具体的な目途がつかましたら、速やかに公表いたします。

以 上